2　前項の規定により読み替えられた第八条の退職被保険者等納付金調整額は、当該退職被保険者等所属都道府県における退職被保険者等に係る費用に充てるため、当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村が納付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

附則に次の一条を加える。

（財政安定化基金の特例）

第十九条　都道府県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、財政安定化基金を、特例事業（当該都道府県内の市町村に対し、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。以下この条において同じ。）に必要な費用に充てることができるものとする。

2　都道府県は、特例事業に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3　都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とする。

一　当該年度の前年度の末日における特例事業に係る財政安定化基金の残高の額

二　当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額

イ　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第三項の規定により当該都道府県に交付される補助金のうち、特例事業に要する費用に充てるものとして交付される額

ロ　当該都道府県が特例事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（第二十一条及び第二十二条第三項の規定による繰入金の額を除く。）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第二章第二節に次の一条を加える。

（従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者に関する読替え）

第五条の二　法第五十五条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第一項	従前住所地後期高齢者医療広域連合	従前住所地後期高齢者医療広域連合（当該病院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの（従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者に限る。）を除く。）であつて、当該病院等に入院等
		従前住所地後期高齢者医療広域連合（当該病院等の所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合に限る。以下この条において同じ。）

第五十五条第一項ただし書	継続して入院等	継続して入院等（従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となつた以後の入院等に限る。以下この項及び次項において同じ。）
第五十五条第二項各号	他の後期高齢者医療広域連合	従前住所地後期高齢者医療広域連合
	（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められる	が行う後期高齢者医療の被保険者であつた

第三十四条の表第九十八条第一項の項中「保険者」を「市町村又は組合」に改め、同表第百条（見出しを含む。）の項中「（見出しを含む。）」を「の見出し」に、「保険者」を「市町村又は組合」に改め、同項の次に次のように加える。

第百条	市町村、組合	後期高齢者医療広域連合又は市町村

第三十五条の表第三十七条第一項第五号の項及び第三十七条第二項第三号の項中「保険者」を「市町村又は組合」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第四条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保険者」の下に「（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険にあつては、都道府県。第二十五条の二を除き、以下同じ。）」を加える。

第一条の二第二号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「都道府県」に、「市町村の市町村被保険者一人当たり所得見込額（市町村」を「都道府県の都道府県被保険者一人当たり所得見込額（都道府県」に改める。

第一条の三第二号を次のように改める。

二　都道府県　当該年度における全ての都道府県の都道府県被保険者一人当たり所得見込額のうち最も少ない額

第一条の七第二号中「市町村　前々年度における当該市町村の市町村被保険者一人当たり所得額（市町村」を「都道府県　前々年度における当該都道府県の都道府県被保険者一人当たり所得額（都道府県」に改める。

第一条の八第二号を次のように改める。

二　都道府県　前々年度における全ての都道府県の都道府県被保険者一人当たり所得額のうち最も少ない額

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「に規定する調整交付金」を「の規定による交付金」に改める。